

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 様

[REDACTED]

いつもお世話になっております。

7月に公表されました「電波有効利用政策研究会最終報告書(案)」

に対しまして、簡単に意見を出させて頂きます。

御査収の程、よろしくお願ひいたします。

電波利用料を電波の経済的価値に基づいて設定することに、賛成します。

都市部など、人口密度の高い地域における携帯電話の利用については、過疎地域と比べてその利用に対して大きな経済的利益を得ていると考えられるため、経済的価値は高いと思います。

経済的価値の指標として、使用周波数帯域幅、使用エリア、周波数逼迫度、利用者数などを勘案すべきだと思います。

人口密度が高い場所では、周波数逼迫が起こりやすいため、それに応じて課金すべきだと考えます。

(また、免許不要局からの利用料の徴収は、無線LANや情報家電などがよく使われる地域で、普及状況を見ながら、製造段階で段階的に課金するようすれば、電波利用のインセンティブを確保できると思います。

国や地方公共団体が特例措置で電波利用料を支払わないのは、疑問です。
電波の有効利用、負担の公平性の点から、支払うべきだと考えます。

さらに、周波数逼迫対策として、現在使用中の3GHz以下の周波数を有効に利用する研究開発を進めるべきであり、そのために利用料をつぎ込む必要がります。また、ミリ波などの未利用周波数帯の開拓等の「基礎的な研究開発」にも電波利用料を利用すべきです。

このような研究開発の成果は、使用料の主な負担者である電波逼迫地域・帯域の電波利用者に及ぶものであり、逼迫対策に電波利用料を充てることは適当であると考えます。

以上です。

[REDACTED]